

# 日野市道路位置指定取扱基準

## 第1 総則

### 1 目的

本基準は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第五号の規定による道路の位置の指定並びに指定の変更及び廃止（以下「指定」という。）に係る手続について定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

本基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 法  
建築基準法をいう。
- (2) 令  
建築基準施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (3) 規則  
建築基準施行規則（昭和25年省令第40号）をいう。
- (4) 条例  
東京都建築安全条例（昭和25年条例第89号）をいう。
- (5) 細則  
日野市建築基準法施行細則（平成8年規則第2号）をいう。
- (6) 五号道路  
法第42条第1項第5号に定める道路をいう。
- (7) 指定  
新たに法第42条第1項第5号の規定による指定をすることをいう。
- (8) 変更  
指定した道路の延長、幅員又は位置を変えることをいう。
- (9) 廃止  
指定の効果を将来に向かって消滅させることをいう。

## 第2 五号道路の位置の指定又は指定の変更の基準

1 位置の指定又は指定の変更を申請する五号道路は、令第144条の4に適合し、以下の要件を満たしていること。

- (1) 両端が法第42条に規定する道路に隅切り部分を除き、有効に4m以上接続するよう築造する。ただし、令第144条の4第1項第1号イからホまでのいずれかに該当する形状とし、袋路地状道路とする場合も接続する法第42条に規定する道路に有効に4m以上接続させる。

- (2) 令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハに規定する転回広場は、原則として、ト型又は T 型とし、奥行き延長は 5.5m とする。
- (3) 令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号のやむを得ない場合とは、次のア又はイに該当するものをいい、剪除長が 4m 以上の片側隅切りを設けるものとする。
  - ア 指定する道路が水路又は鉄道用地に沿接して他の道路と交差するとき
  - イ どちらか一方の隅切り部分の関係権利者の承諾が得られないとき
- (4) 令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号の必要がない場合とは、歩道幅員が 2m 以上の道路に接続するものをいう。
- (5) 令第 144 条の 4 第 1 項第 3 号の「ぬかるみとならない構造」とは、原則として、簡易舗装を行うとともに道路排水施設を設置した構造をいう。

### 第 3 位置の指定等の申請

#### 1 申請書の記載方法

- (1) 申請は、共同であることができる。
- (2) 申請を代理人に委任する場合、原則として代理人は、一級建築士、二級建築士、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。
- (3) 「道路に係る土地の地名及び地番」は、申請に係る道路予定地又は所在地の地名、地番を記入する。土地の一部が道路に係る場合は、「～の一部」と記入する。無地番の公有地を含む場合は、「～番地先」と記入する。
- (4) 「申請道路の幅員」は、道路の中心線で直角に測り、幅員の一定でない道路は、その変化点各々の値を記入する。
- (5) 「申請道路の延長」は幅員ごとの延長を記入する(自動車転回広場は、原則として、道路の延長に含む。)。延長は中心線の長さとする。

#### 2 日野市建築基準施行細則第 12 号様式の記載方法

細則第 12 号様式は、以下の点に留意して記載する。

- (1) 「道路となる土地の地名地番・幅員・延長」は、申請書(細則第 11 号様式)に記入した事項と同じものを記入する。
- (2) 地籍図
  - ア 申請図の凡例に従って記載する。
  - イ 縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600 のいずれかで、原則として、指定する道路が日本工業規格 A 列 4 番に収まる縮尺とする。
  - ウ 道路(隅切りを含む。)の位置を明確にするため、基準点を定め、基準点からの距離を記載する。
    - また、幅員、屈折点間ごとの中心線での延長及び各辺長を記載する。
  - エ 地番界、地番及び地目は、申請道路の用地となる土地及びその隣接地について表記すること。
  - オ 家屋番号、権利者及び権利の種類は、承諾が必要なものについて、各敷地及び地番ごとに土地の所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取

特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人名をそれぞれ権利別に記載する。

カ 既存建築物及び予定建築物の配置

キ 土地の状況

建築敷地と道路及び隣地の高低差を記載する。

ク 敷地周囲の長さ

敷地周囲の延長を記載し、路地状敷地の場合は路地状部分の間口と延長を記載する。

ケ 既存道路

公道、私道の位置、法第 42 条に基づく道路の種別及び幅員を記載し、指定道路は指定年月日も記載する。

コ その他

申請地内に都市計画法(昭和 45 年法律第 100 号)第 4 条第 6 号に規定する都市計画施設がある場合は、都市計画決定権者の証明等を受けて、概略線を記載する。

(3) 附近見取図

縮尺 1/2,500 程度とし、方位、申請に係る道路の位置、付近の目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を明確に表示する。

(4) 構造図

ア 縮尺は 1/50 程度とする。

イ 道路横断面を表示し、舗装構造・側溝等を明確にする。

ウ 傾斜地の場合は、道路縦断面図に勾配を記載する。

(5) 公図写し

ア 最新のものとする。

イ 写した年月日、写した場所、写した者の氏名(受託者が作業を行った場合は、受託作業名、法人名及び代表者名(受託者が法人のときに限る。))を記載する。)

ウ 申請する道路を公図写し中に点線で明示する。

(6) 承諾書

ア 地名、地番及び権利別に承諾者名を記入し、承諾日を記入し承諾印(実印。ただし、エ(ア)に該当する権利者を除き、その承諾において、認印その他の手段により承諾が確認できる場合は、実印による押印に替えることができる。)を押印する。

「権利別」欄は、権利の種類又は管理者である旨を記入する。

イ 関係権利者等全員の承諾を得た日付を「この図面のとおり道路位置の指定(変更、廃止)を承諾いたします。」の欄の日付として記入する。

ウ 後見人等の法定代理人又は公有地管理者の場合は、これらの資格を権利別欄に記入する。

エ 承諾を必要とする範囲

(ア) 道路に係る土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して次のいずれか

の権利を有する者

- a 所有権
- b 対抗要件を備えた地上権又は賃借権
- c 登記した先取特権、質権又は抵当権
- d その土地又はこれらの権利に関する仮登記
- e その土地又はこれらの権利に関する差押えの登記
- f その土地に関する買戻しの特約の登記
- g 規則 9 条に基づく令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するように管理する者

(イ) 道路に沿接する土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して所有権を有する者。ただし、沿接する土地において道路の管理上、道路築造の施工上等から承諾が得られない場合で、道路境界線から原則として離隔を 15cm 以上設けるものはこの限りでない。

(ウ) 共同物件の場合は、全権利者

(エ) 私道に接続して指定する場合は、その私道の接続部分の土地所有者

(オ) 公道に接続して指定する場合は、その公道の道路管理者

(カ) 位置の変更又は廃止により直接影響を及ぼすと考えられる部分の権利者(家屋の所有者を含む)の承諾を得ることを原則とするが、位置の変更又は廃止により利益のみを得ると思われる部分の権利者の承諾は必ずしも要しない。

オ 承諾についての一般事項

(ア) 公有地についてはその管理者の承諾とする。

(イ) 申請する道路が道路法(昭和 27 年法律第 180 号)による道路に係る場合は、道路管理者の承諾を要する。この場合は公道である証明を要する。

(ウ) 権利者が未成年の場合は、親権者の承諾を要する。

(エ) 申請後に道路の位置を訂正する場合は、その部分の権利者の訂正印を要する。

(7) 図面作成者は原則として、一級建築士、二級建築士、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。

(8) 測量者は、資格を有する者とする。

(9) 図面のつなぎ合わせ目には、関係権利者全員及び図面作成者の契印を押印する。

### 3 印鑑登録証明書

(1) 申請書に押印された申請者の印鑑登録証明書を添付する。

(2) 申請者の印鑑登録証明書は、申請日の前 3 か月以内に発行されたものとする。

(3) 承諾書欄に押印された承諾者の印鑑登録証明書を添付する。

(4) 承諾者の印鑑登録証明書は、承諾日の前後 3 か月以内に発行されたものとする。

### 4 登記事項証明書

(1) 承諾を要する土地、建物すべての登記事項証明書を添付する。

(2) 登記事項証明書は、最新のものとする。

### 5 その他の添付書類

- (1) 土地区画整理事業の事業認可区域内に指定する場合は、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 76 条の許可の写し
- (2) 申請を代理人に委任する場合は、代理人委任状
- (3) 申請する道路が公有地(道路敷、水路等)を含む場合は、その占有許可書の写し
- (4) 申請する道路となる土地が農地である場合は、農地法(昭和 27 年法律第 227 号)第 4 条又は第 5 条による許可書の写し又は転用申請書の提出証明書

#### **第 4 道路の位置の指定等の効力の発生**

- 1 細則第 17 条第 1 項に規定する申請による五号道路の位置の指定又は指定の変更は以下のことを確認した上で行う。
  - (1) 第 3 の 1 に従って築造計画どおりに築造されたこと。
  - (2) 境界が明確にされていること。
  - (3) 指定をする道路に建築物及び工作物が存在しないこと。
  - (4) 既存道路と接続する部分の障害物が除却されていること。

#### **附 則**

- 1 この基準は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この基準の施行前に旧基準によりなされた指定処分又は手続は、この基準によってなされた処分又は手続とみなす。

#### **附 則**

この基準は、令和 5 年 3 月 10 日から施行する。